

「福島県警察障害者活躍推進計画」に基づく取組の実施状況の公表

～障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第6項～

1 評価年度

令和5年度

2 目標に対する達成度

(1) 採用に関する目標

障害者である職員の数が、法定雇用率（法第38条第1項に規定するものをいう。）により必要とされる数以上の水準を維持するよう、積極的な採用に努める。

- 実績：令和6年6月1日現在の実雇用率 3.18%（法定雇用率2.8%）
【参考】令和5年6月1日現在の実雇用率 2.96%（法定雇用率2.6%）

(2) 定着に関する目標

障害を理由とする不本意な離職を極力生じさせない。

- 実績：障害を理由とする不本意な離職は発生していない。

3 取組内容の実施状況

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

- 組織面
 - ・ 障害者雇用推進チームにおいて、福島県警察障害者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を実施
 - ・ 県警本部に障害者職業生活相談員を配置
- 人材面
 - ・ 障害者職業生活相談員の選任予定者が、福島労働局主催の障害者職業生活相談員資格認定講習を受講
 - ・ 障害に対する理解促進を図るため、全職員に執務資料を配布
 - ・ 警察学校初任科生を対象に、聴覚障害者による講話や養護施設における研修を実施し、障害に対する理解を促進

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ・ 障害者である職員と面談を行い、職員の能力や希望、特性等を踏まえ、必要に応じて最適な業務を検討し、職務を選定

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- 募集・採用
 - ・ 職員の募集、採用時等に合理的配慮の提供が可能であることを周知
 - ・ 障害者を対象とした職員採用選考試験（正規職員）を実施
- 働き方
 - ・ 早出遅出勤務の周知、定期通院等の機会における休暇取得を促進
- その他の人事管理
 - ・ 職場の満足度に関するアンケート調査を実施し、結果を執務資料等で全職員に周知したほか、改善要望等については、配置所属や人事担当と情報共有し、不本意な離職を生じさせない職場環境を整備

(4) その他

- ・ 障害者就労施設からの物品調達、警察施設内における販売等を実施
- ・ 令和5年8月、福島県警察障害者活躍推進計画に定める目標のうち、定着に関する新たな目標として「障害を理由とする不本意な離職を生じさせない。」を追加

4 「目標に対する達成度」及び「取組内容の実施状況」に対する点検結果

令和6年6月1日時点の実雇用率は3.18%と法定雇用率を上回り目標を達成しているほか、令和5年度中に障害を理由とした不本意な離職もなかった。引き続き、障害者を対象とした採用選考試験等を行い、法定雇用率以上の雇用に努めるとともに、障害特性等に応じた適切な支援や配慮に努める。